

農業委員会事務局

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 農業委員会事務局
- 3 事前調査期間 平成21年5月12日
- 4 監査期間 平成21年7月 3日
- 5 監査対象年度 平成20年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

農業委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成21年6月1日現在）は、次とおりである。

農地法に基づく農地の権利移動・農地転用、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定等促進、租税特別措置法に基づく農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例、農地等の利用関係の調整、農業・農業者に関する事業の啓発宣伝、農業者年金等に関する業務等を所掌する。

（職員9名、再任用職員2名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、原課契約工事の執行状況、効率性改善への取組状況、各種委員会等の活動状況、負担金の執行状況及び業務棚卸表の妥当性について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

(1) 支出事務について

旅費の支出について、支払い時期が遅れているものが見受けられたので、四日市市会計規則に基づき、迅速に事務を処理するよう注意すること。 【注意事項】

2 所見

(1) 遊休農地について

遊休農地対策については、農業委員による農地パトロールや改善指導が継続的に実施されているが、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、遊休農地化に歯止めがかからないのが現状である。速やかに、遊休農地の実態調査を実施するとともに、遊休農地になっているものやそのおそれのある農地について、認定農業者等担い手農地に利用権設定を促進するなど、引き続き、農地の集約化を図る取り組みや優良農地への復元に対する助成を一層進めるなど、遊休農地の防止と解消に努めること。 【努力要望事項】

(2) 農業者年金について

農業者年金制度は、保険料の助成や保険料額の見直しが自由などメリットの多い制度であるが、本市における年金加入者数は実績があがっていないのが現状である。農業者年金への加入は、農業従事者の老後の生活を守るためにも必要なものであるので、引き続き、農業委員会だよりやホームページへの掲載等で紹介を行うなど、新規農業者を含め年金加入の促進に努めること。

【努力要望事項】

(3) 負担金について

都市農業委員会会長会議出席者負担金及び家族経営協定締結農業者年金協議会交付金については3年連続して負担金等が未執行となっている。活動実態を把握し、予算計上の必要性や会の活性化について検討を行うこと。

【検討事項】